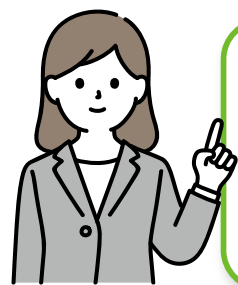


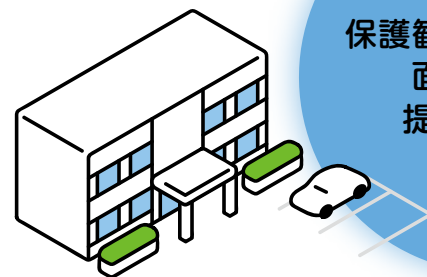
つくば地区 更生保護 サポートセンター



つくば地区保護司会
(つくば市・つくばみらい市)



サポートセンターとは



保護観察対象者との
面接場所に
提供します。

保護司の研修、
会議の場所として
活用します。



関係機関並びに
諸団体との
連絡調整の業務を
行います。

犯罪・非行に関する
一般市民からの相談に
応じます。



つくば地区
保護司会事務所として
業務活動を行
います。

更生保護女性会、
BBS会並びに
協力雇用主等への
支援活動、
及び研修場所に
提供します。

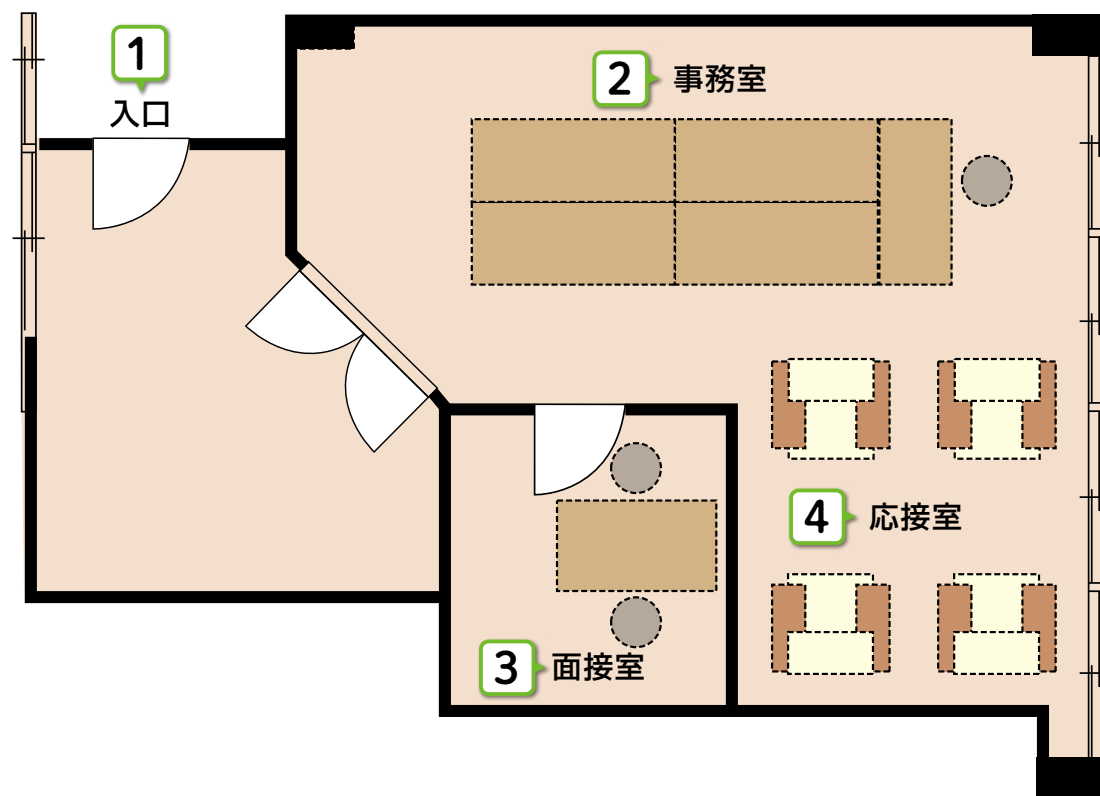


情報の
収集、発信、を
推進します。

サポートセンターが
行うことが適切と
思われる
更生保護活動を
企画、推進します。



施設の概要



1 サポートセンター入口



3 面接室



2 事務室



4 応接室

Q & A

Q. 保護司とは？

A. 更生保護活動に携わる民間のボランティアです。

保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。ただ、ボランティアなので給与は支給されません。保護司になるためには、社会的信望がある等、保護司法に規定された条件を満たす必要があります。

Q. 保護司はどんな活動をしているの？

A. 保護観察・生活環境の調整・犯罪予防活動等を行っています。

保護司は民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かしながら、犯罪や非行をおかした人の立ち直りを支え、地域の犯罪予防活動に取り組んでいます。例えば、保護観察官と協力しながら、保護観察中の人と月に数回面接を実施して、生活状況を見守ったり、相談にのったりします【保護観察】。時には就職支援のためにハローワークに付き添ったり、家族との折り合いが悪ければその間に入って調整をしたりと活動は様々です。また、刑務所や少年院に入っている人の引受人に会い、矯正施設出所後の生活の見通しについて話を聞いたりもします。



Q. 保護司会とは？

A. 保護司活動を支えるための組織です。

主に市区町村を単位とする地域ごとに、保護司によって構成される保護司会が組織されています。保護司会は、保護司法に定められた組織であり、地域におけるネットワークづくりや保護司研修の実施、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動等を行っています。

保護司会組織図



サポートセンター利用のご案内

- ❖ 開館日は日曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日です。
- ❖ 月曜日、木曜日は閉館日です。
- ❖ 開館時間は、午前 9 時 30 分より午後 4 時までです。
- ❖ サポートセンターの利用は一週間前までに申し込みください。

〒300-0861 茨城県つくば市谷田部4711番地 市民ホールやたべ1階 つくば地区更生保護サポートセンター

TEL.029-836-2810 FAX.029-836-2812